

多摩南部成年後見センター構成5市による成年後見制度利用促進基本計画の策定について（改定版）

1 計画策定の背景・経緯

成年後見制度は、平成12年4月1日に介護保険制度とともに開始された認知症、知的障がい、精神障がい等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を保護するための制度である。

成年後見制度は、後見人による財産管理の側面が重視され、利用者がメリットを実感できる制度・運営となっていなかった等の理由により、制度が十分に利用されていないという現状がある。

このような現状を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）が平成28年5月13日に施行され、法第12条第1項の規定により、政府は、平成29年3月14日に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、市町村は、法第14条第1項の規定により、基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

狛江市では、平成15年7月1日に当市ほか、調布市、日野市、多摩市及び稲城市（以下「構成市」という。）を社員とする一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「センター」という。）を設立し、センターで構成市の成年後見人、保佐人及び補助人並びに任意後見人の事務等を実施してきた経緯を踏まえ、多摩南部成年後見センター構成5市による成年後見制度利用促進基本計画を策定する。

2 計画策定期間

令和2年3月31日まで

3 計画策定方法

構成市が成年後見制度利用促進計画策定支援委託契約に係る経費（構成市ごとに1,121千円）をセンターに負担金の一部として拠出し、センターが計画策定の事務局として、計画の策定を進める。

計画策定に当たっては、センターには計画策定のノウハウがないため、各市へのヒアリング、計画書の作成、印刷等の業務をコンサルタント事業者に委託する。委託事業者としては、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（以下「手引き」という。）の委託事業者を予定している。

4 計画策定体制

(1) 計画策定外部委員会

ア 外部委員

(ア) 西田 雄次（調布市ちょうふの里施設長、座長）

(イ) 池田 恵理子（社会福祉士、あい権利擁護支援ネット代表理事、日本成年後見法学会 副理事長）

(ウ) 大口 達也（高崎健康福祉大学社会福祉学科 講師）

(エ) 倉持 香苗（日本社会事業大学 講師）

(オ) 進藤 美左（NPO 法人調布心身障害児・者親の会 会長）

イ 開催回数・時期

3回（8月上旬、10月中旬、2月）

(2) 構成市策定委員会

ア センター長、副センター長及び構成市の課長級の職員

イ 開催回数・時期

11回（4月18日、6月26日、7月18日、8月7日、9月上旬（メール審議）、9月27日、10月10日、11月13日、1月、1～2月、2月）

5 計画策定指針

(1) 計画期間

第1期 4年間（令和2年度から令和5年度まで）

第2期以降5年間

(2) 計画の構成

ア 先進市の成年後見利用促進基本計画の章立てを参考にする。

イ 手引きで示された成年後見制度の利用に係るフロー図を参考に構成市とセンターの現状の課題を踏まえた5市共通の施策を記載するが、各施策の具体的な実施時期等は記載しない。

ウ 各施策の具体的な実施時期、各施策に係る具体的な事業とその実施時期については、5市ごとに実施計画等を策定した上で、記載することとする。

狛江市では、令和2年度に狛江市第4次地域福祉計画の中間見直しを実施する予定であり、中間見直しの際に、実施計画に相当する内容を地域福祉計画に記載する予定である。

6 計画策定のスケジュール

別紙（多摩南部成年後見センター構成市成年後見利用促進基本計画の策定スケジュールについて（改定版））のとおり

